

## がん検診個別勧奨案内文封入封緘業務仕様書

### 1 業務の概要

がん検診個別勧奨案内文（以下「検診案内文」という。）を作成し対象者に郵送で配布する。

#### （1）印刷業務

検診案内文、同封印刷物（封入パターン一覧のとおり）及びこれらを送付するための封筒を作成すること。

#### （2）印字業務

検診案内文の一部を宛名として使用するため、本市が提供する印字データをもとに印字を行うこと。

#### （3）封入封緘業務及び局別の仕分け

上記（1）及び（2）において作成した印刷物を、本市が指定する区分・種類ごとそれぞれ封入封緘すること。

#### （4）封入封緘された印刷物（以下「成果品」という。）の搬入

受託者は、本市が指定する発送日に、成果品を「郵便区内特別」便で発送するため局別、重量別に仕分けを行い、本市所定の場所へ搬入すること。

#### （5）通知書データ及び印刷物の余剰分（以下「残紙」という。）を納品

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年6月30日までとする。

### 3 納期及び発送日

令和8年5月下旬（予定）

### 4 印刷業務について

#### （1）印刷物について

印刷物は下表のとおりである。番号①で始まるものに印字業務を実施すること。

表1 印刷物一覧

番号	品名
① - 1	検診案内文（子宮頸がん）
① - 2	検診案内文（胃がん・肺がん・大腸がん）
① - 3	検診案内文（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）

②	がん検診説明書
③	窓あき封筒（定形封筒）

（2）印刷物の様式について

- ・各印刷物の規格は「別表1印刷物規格」のとおりとする。
- ・表1印刷物一覧の②がん検診説明書の紙色は、契約後、打ち合わせを行い決定する。
- ・表1印刷物一覧にある印刷物の電子データ見本（office形式またはPDF形式）を提供する。
- ・受託業務を円滑にするため等の理由で、多少のサイズ、レイアウト、文字の大きさ等の変更については、本市と協議の上定めることができる。

（3）数量について

添付資料2の「個別勧奨封入パターン一覧」の予定数量を目安とする。

5 印字業務について

- ・表1の番号①で始まるものに印字を行う。
- ・本市が提供する印字データ（氏名、郵便番号、住所、方書、生年月日、受診券番号）をもとに印字すること。氏名や住所の文字数が多い場合も、印字して納品する。
- ・「郵便区内特別」便で発送するために必要なカスタマバーコードを作成し、宛先の下に印字すること。
- ・検診案内文の一部を宛名として使用するため、封筒の窓部分から郵便番号、住所、氏名、「郵便区内特別」便で発送するために必要なカスタマバーコード以外が見られないようすること。
- ・対象者は、添付資料2の「個別勧奨封入パターン一覧」に記載している。

（1）本市が提供する印字データについて

印字業務のために、印字データとユーザ拡張領域外字の文字フォントファイル（以下「外字データ」という。）を本市から提供する。

（2）印字データについて

- ・年齢・性別毎に区分けされたファイルをCDまたはDVD1枚で提供する。
- ・レコード仕様については、添付資料1「がん検診クーポン券・受診勧奨印刷用ファイル」を参照すること。

（3）受託者独自の管理連番やバーコードの印字について

- ・受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。
- ・独自付番をした場合、本市から提供する印字データに対し、その管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は作業完了報告書の納入時期とする。

（4）外字データについて

- ・外字データは本市より提供する。なお、このデータファイルの利用は本市との契約に限るものとする。
- ・本市より提供する外字データは、EUDC.tteファイルである。
- ・EUDC.tteファイルは、CD等のメディア、またはメールにて提供する。

## 6 封入封緘及び納品業務

- ・印字した検診案内文を、添付資料2「個別勧奨封入パターン一覧」の3. 封入パターン一覧に従い、同様に作成した添付書類とともに窓あき封筒（定形封筒）に封入封緘すること。
- ・封入封緘後の1通あたりの重量は、本市が指示する重量に抑えること。なお、重量を調整するために、本市と協議の上規格のサイズ等を変更することができる。
- ・印刷物の余剰分は、本市に納品すること。
- ・成果品は、「郵便区内特別」便で発送するため郵便番号、重量により分別すること。
- ・発送の1週間前までに各郵便局、郵便番号別の件数及び成果品の寸法、実重量を本市に報告すること。
- ・本市が提供する抜き取り対象者データにより対象者の抜き取りを行った場合、その成果物は本市へ返納すること。
- ・封入封緘する場合は、他の者のクーポン券が混入しないように印字印刷枚数と発送件数のチェック等を行うとともに、必要に応じて検査を行うこと。

（1）郵便番号、重量による分別について

郵便番号によって郵便局管内ごとに分別する。

表2 各差出郵便局管内の郵便番号表

郵便番号	郵便局管内	差出郵便局	差出郵便局住所
640-80**	和歌山中央局	和歌山中央局	和歌山市一番丁4

640-81**			
640-81**			
640-83**			
640-84**			
640-01**			
640-03**	山東局	山東局	和歌山市伊太祈曾 101-1
641-00**	和歌山南局	和歌山南局	和歌山市和歌川町5-16
649-62**	岩出局	岩出局	岩出市清水357
649-63**	川辺局	和歌山中央局	和歌山市一番丁4

- ・成果品は、表2の郵便番号及び重量毎に梱包し、かつ納品された箱の状態で内容物が判別できるように箱へラベル（郵便番号、重量）を貼付すること。
- ・重量については、添付資料2の「個別勧奨封入パターン一覧」の4. 封入封緘後重量を参照すること。

### （2）抜き取り対象者データについて

- ・CDまたはDVD1枚で提供する。
- ・レコード仕様については、添付資料1「がん検診クーポン券・受診勧奨異動者ファイル」を参照すること。

### （3）成果品の搬入

受託者は、本市の検品を受けた後、本市立会のもと、本市所定の場所へ成果品を搬入すること。

- ・郵便料金は後納で、本市の負担とする。なお、契約締結後の事情により、搬入する郵便局に変更が発生する場合がある。
- ・搬入に際しては、運搬に細心の注意を払い、破損、紛失等の無いように努めること。

### 7 通知書データ及び残紙の納品について

- ・未使用の封筒、帳票類、その他資料等残紙については、納品の際にすべて返却すること。
- ・差出郵便郵便局ごとの発送件数がわかる電子記録データを提出すること。
- ・作業完了報告書を提出すること。

## 8 その他

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得していること。
- ・提供するデータについては和歌山市情報セキュリティポリシー（契約締結後に提供する）、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たっては本市の指示に従うこと。
- ・提供するデータのファイル形式等は原則変更しないので、必要があれば受託者の負担でシステム設定等を実施し、本委託業務を履行すること。
- ・その他、この仕様書に記載のない事項については都度協議することとする。

別表1 印刷物規格

①-1	表：検診案内文（子宮頸がん） 裏：和歌山市のがん検診
	【仕上がり寸法】A4、【用紙】コート紙73K、【印刷】両面刷カラー、 【版下】データあり（一部修正） 【その他】窓付き封筒に宛名および台帳番号が出るようプリントすること
①-2	表：検診案内文（胃がん・肺がん・大腸がん） 裏：和歌山市のがん検診
	【仕上がり寸法】A4、【用紙】コート紙73K、【印刷】両面刷カラー、【版下】デ ータあり（一部修正） 【その他】窓付き封筒に宛名および台帳番号が出るようプリントすること
①-3	表：検診案内文（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん） 裏：和歌山市のがん検診
	【仕上がり寸法】A4、【用紙】コート紙73K、【印刷】両面刷カラー、【版下】デ ータあり（一部修正） 【その他】窓付き封筒に宛名および台帳番号が出るようプリントすること
②	がん検診説明書 両面
	【仕上がり寸法】A4、【用紙】色上質紙55K、【印刷】両面刷表面2色裏面2色、 【版下】データあり
③	窓あき封筒（定形封筒）
	【封筒サイズ】長形3号、紙窓1箇所、【用紙】茶封筒クラフト85g、【印刷】両 面刷表面2色裏面1色、【版下】データあり（一部修正、追加） 【その他】 クーポン券面の一部を宛名として使用するため、封筒の窓部分から、 郵便番号、住所、氏名以外が見られないようにすること。

## 1. ファイル仕様

- ①文字コード : Unicode16  
 ②サロゲートエリア : 有  
 ③エンコーディング : UTF-16LE  
 ④データ形式 : 可変長CSV（カンマ区切り・クオート文字なし）・ヘッダ行なし・改行あり  
 ⑤フォント : M S明朝  
 ⑥和歌山市独自外字 : 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定

## 2. レコード仕様

項目番	項目名	説明	属性	桁数
1	受診券番号	種別+連番の11桁で受診券番号を構成し、異動者の引き抜き番号としても使用する ※種別と連番の間はカンマ区切りなし		
1-1	種別	①クーポン券 20歳男性 : 0111 20歳女性 : 0112 25歳男性 : 0113 25歳女性 : 0114 30歳男性 : 0115 30歳女性 : 0116 35歳男性 : 0117 35歳女性 : 0118 40歳男性 : 0119 40歳女性 : 0120 45歳男性 : 0121 45歳女性 : 0122 50歳男性 : 0123 50歳女性 : 0124 55歳男性 : 0125 55歳女性 : 0126 60歳男性 : 0127 60歳女性 : 0128 65歳男性 : 0129 65歳女性 : 0130  ②受診勧奨 20~39歳女性 : 0101 40~69歳女性 : 0102 40~69歳男性 : 0103 20歳男性 : 0151 20歳女性 : 0152 25歳男性 : 0153 25歳女性 : 0154 30歳男性 : 0155 30歳女性 : 0156 35歳男性 : 0157 35歳女性 : 0158 40歳男性 : 0159 40歳女性 : 0160 45歳男性 : 0161 45歳女性 : 0162 50歳男性 : 0163 50歳女性 : 0164 55歳男性 : 0165 55歳女性 : 0166 60歳男性 : 0167 60歳女性 : 0168 65歳男性 : 0169 65歳女性 : 0170	9	4
1-2	連番	※現在使用中の種別のみ文字色を赤くしています。		
2	生年月日	前ゼロあり 西暦8桁 (YYYYMMDD)	9	8
3	郵便番号	XXXY-YYYY	X	8
4	住所	現住所	N	200
5	方書	マンション名など	N	200
6	漢字氏名		N	200
7	世帯主漢字氏名	※成人検診の場合はファイルに出力しない (予防接種 印刷委託ファイルのレイアウトとの互換用)	N	200
8	ラストダミー	2固定 ※印刷には使用しない	X	1

属性 9 数字項目  
 X 英数字項目  
 N 日本語項目

桁数 当該項目の最大文字数

## 3. 特記事項

- ①がん検診クーポン券・受診勧奨の印刷委託ファイルでは、世帯主漢字氏名はファイルに出力しない  
(予防接種 印刷委託ファイルのレイアウトとの互換用)
- ②クーポン券は上記の内、20歳女性・40歳男性・40歳女性・45歳男性・45歳女性のみ使用しています。残りの種別は将来の拡張用のため、現状は未使用です。  
⇒2017/11 事業方針変更により、50歳男性・50歳女性を新たに使用予定です。
- ③受診勧奨は上記の内、20~39歳女性・40~69歳女性・40~69歳男性のみ使用しています。  
⇒2017/11 事業方針変更により、現在使用中の種別を未使用とし、25歳女性・30歳女性・35歳女性・55歳男性・60歳女性・65歳男性・65歳女性を新たに使用予定です。

## 4. 委託ファイル出力例 ※40歳男性の場合

01190000001, 19400501, 123-4567, 和歌山市〇〇町 1 丁目 2 番 3 号, △△アパート 101, 和歌山 大腸太郎, , Z  
01190000002, 19400701, 222-3333, 和歌山市××2 丁目 3-5, 和歌山 大腸次郎, , Z

## 1. ファイル仕様

- ①文字コード : Unicode16  
 ②サロゲートエリア : 有  
 ③エンコーディング : UTF-16LE  
 ④データ形式 : 可変長CSV（カンマ区切り・クオート文字なし）・ヘッダ行なし・改行あり  
 ⑤フォント : M S明朝  
 ⑥和歌山市独自外字 : 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定

## 2. レコード仕様

項目番	項目名	説明	属性	桁数
1	受診券番号	種別+連番の11桁で受診券番号を構成し、異動者の引き抜き番号としても使用する ※種別と連番の間はカンマ区切りなし		
1-1	種別	①クーポン券 20歳男性 : 0111 20歳女性 : 0112 25歳男性 : 0113 25歳女性 : 0114 30歳男性 : 0115 30歳女性 : 0116 35歳男性 : 0117 35歳女性 : 0118 40歳男性 : 0119 40歳女性 : 0120 45歳男性 : 0121 45歳女性 : 0122 50歳男性 : 0123 50歳女性 : 0124 55歳男性 : 0125 55歳女性 : 0126 60歳男性 : 0127 60歳女性 : 0128 65歳男性 : 0129 65歳女性 : 0130  ②受診勧奨 20~39歳女性 : 0101 40~69歳女性 : 0102 40~69歳男性 : 0103 20歳男性 : 0151 20歳女性 : 0152 25歳男性 : 0153 25歳女性 : 0154 30歳男性 : 0155 30歳女性 : 0156 35歳男性 : 0157 35歳女性 : 0158 40歳男性 : 0159 40歳女性 : 0160 45歳男性 : 0161 45歳女性 : 0162 50歳男性 : 0163 50歳女性 : 0164 55歳男性 : 0165 55歳女性 : 0166 60歳男性 : 0167 60歳女性 : 0168 65歳男性 : 0169 65歳女性 : 0170	9	4
1-2	連番	※現在使用中の種別のみ文字色を赤くしています。		
2	漢字氏名	前ゼロあり	N	200
3	宛名番号		9	8

属性 9 数字項目  
 X 英数字項目  
 N 日本語項目

桁数 当該項目の最大文字数

## 3. 特記事項

- ①がん検診クーポン券・受診勧奨の印刷委託ファイルでは、世帯主漢字氏名はファイルに出力しない  
(予防接種 印刷委託ファイルのレイアウトとの互換用)
- ②クーポン券は上記の内、20歳女性・40歳男性・40歳女性・45歳男性・45歳女性のみ使用しています。残りの種別は将来の拡張用のため、現状は未使用です。  
⇒2017/11 事業方針変更により、50歳男性・50歳女性を新たに使用予定です。
- ③受診勧奨は上記の内、20~39歳女性・40~69歳女性・40~69歳男性のみ使用しています。  
⇒2017/11 事業方針変更により、現在使用中の種別を未使用とし、25歳女性・30歳女性・35歳女性・55歳男性・60歳女性・65歳男性・65歳女性を新たに使用予定です。

## 4. 委託ファイル出力例 ※40歳男性の場合

01190000002, 和歌山 大腸次郎, 12345678

## 個別勧奨封入パターン一覧

## 添付資料 2

## 1. 基準日：令和8年4月20日

## 2. 対象者：基準日時点で住民基本台帳に登録されている人で下記の生年月日該当者

対象者			予定数量	グループ名	封入物
女性21歳	～	女性39歳	32,000	女性 (40歳未満)	①-1、②、③
男性40歳	～	男性69歳	68,000	男性	①-2、②、③
女性40歳	～	女性69歳	72,000	女性 (40歳以上)	①-3、②、③

## 3. 封入パターン一覧

封入物	品名	女性 (40歳未満)	男性	女性 (40歳以上)	予定数量
① - 1	検診案内文（子宮頸がん）	○	×	×	32,000
① - 2	検診案内文（胃がん・肺がん・大腸がん）	×	○	×	68,000
① - 3	検診案内文（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）	×	×	○	72,000
②	がん検診説明書	○	○	○	172,000
③	窓あき封筒（定形封筒）	○	○	○	172,000

## 4. 封入封緘後重量

グループ名	封入封緘後重量
女性(40歳未満)	50g以内
男性	50g以内
女性(40歳以上)	50g以内

## 入札での注意点

### (疑義の質問について)

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で地域保健課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

FAX あて先 073-431-9980 (和歌山市保健所 地域保健課)

# 和歌山市 から あなたへ…

## がん検診のご案内



定期的にがん検診を受診していますか？最後に受診したのはいつですか？  
自覚症状がないときこそ、がん検診を受けるタイミングです。  
受診したことがない方やしばらく受診していない方は、この機会に受診してください。

### ▶あなたが受けられるがん検診

#### 子宮頸がん検診

20歳以上の **偶数年齢** の女性が対象です。

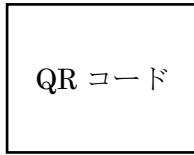
前年度に受診していない場合、**奇数年齢の女性も受診できます。**

### ▶受診方法

#### ステップ1

##### 医療機関を選ぶ

別紙、医療機関一覧表から選びましょう。



#### ステップ2

##### 予約する

医療機関に電話し、「和歌山市の制度を利用して受診したい」と伝えてください。

#### ステップ3

##### 受診する

受 診 券 : **不要**

自己負担金 : **2,000円**

※自己負担金が無料になる場合があります。詳しくは裏面でご確認ください。

### ▶お問合せ

和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班

電話 073-488-5121

※ この案内は、令和7年4月1日時点で21歳から39歳の女性に送付していますが、**案内がなくても、対象年齢であればどなたでもがん検診を受診できます。**

# 和歌山市のがん検診

R7.4.1 現在

- 和歌山市のがん検診は、職場等で受ける機会のない市民の方を対象に実施しています。
- 個別または集団検診のいずれかを、年度内(4-3月)に1回受診できます(胃がん・子宮頸がん・乳がんは2年に1回)。胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は、年度が変わっても同じ年齢で2回受診することはできません。

	胃がん検診		肺がん検診		大腸がん検診		子宮頸がん検診		乳がん検診	
	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団
対象年齢 (受診日年齢)	50歳以上の 偶数年齢の男女※		40歳以上の 男女		40歳以上の 男女		20歳以上の 偶数年齢の女性※		40歳以上の 偶数年齢の女性※	
検診内容	胃部エックス線 (バリウム)検査 もしくは 胃内視鏡検査	胃部エックス線 (バリウム)検査	胸部エックス線 検査		便潜血検査 (2日法)		視診 頸部細胞診		マンモグラフィ	
自己負担金	69歳 以下	3,000円	1,000円	1,000円	無料	1,000円	無料	2,000円	2,000円	1,500円
	70歳 以上	1,500円	500円	500円		500円		1,000円	1,000円	700円

※胃がん・子宮頸がん・乳がん検診について、奇数年齢で前年度未受診の方は受診可能  
※検診内容以外の検査を追加で実施した場合、別途費用がかかります



重要な臓器の一つです

下記の2つの条件に該当の方は、肝炎ウイルス検診(B型・C型)を受診することができます

- ★40歳以上でこれまでに肝炎ウイルスの検査を受けたことがない方
- ★特定健康診査と同時に受診できる方(無料クーポン券対象者は除く)
- ※社会保険の方は別途条件があります。詳細はお問い合わせください。

自己負担金 40-69歳:1,000円 70歳以上:500円

## 申し込み

個別検診：医療機関に直接電話で申し込み



検診機関一覧は、  
和歌山市ホームページに掲載

集団検診：詳細は「市報わかやま」に掲載



市の制度で〇〇がん検診を受けたい



## 注意事項

がん検診は、原則として、  
検診部位に自覚症状がない人が対象です。



希望する検診部位に症状がある場合や治療中・  
経過観察中の場合は検診ではなく、早めに医療機関を受  
診してください。

## ★以下に該当する方は、自己負担金が無料になります！(必要書類の提示が必要)

### (1) 市民税非課税世帯の方(住民票上の世帯全員が非課税)

- ①事前に地域保健課へ「がん検診無料券」を申請し、交付された無料券を検診時に提示  
※検診の2週間前までにインターネットまたは郵送で申し込む  
※検診受診後の発券、紛失等による再発行はできません
- ②後期高齢者医療限度額適用区分が非課税世帯に相当する区分(区分I・II)の方は、  
マイナ保険証・資格確認書等のいずれかを検診時に提示

インターネット申し込みは  
こちら



制度の詳細や必要書類の  
ダウンロードはこちら



### (2) 生活保護世帯の方

受診前に生活保護担当ケースワーカーへ受診券を申請し、交付された受診券を検診時に提示

### (3) 重度心身障害児者医療費助成を受けている方

受診者本人の医療費受給者証を検診時に提示

◎ お問い合わせ先 和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班 073-488-5121 ◎

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号

# 和歌山市 から あなたへ…

## がん検診のご案内



定期的にがん検診を受診していますか？最後に受診したのはいつですか？  
自覚症状がないときこそ、がん検診を受けるタイミングです。  
受診したことがない方やしばらく受診していない方は、この機会に受診してください。

### ▶あなたが受けられるがん検診

胃がん検診 ※ 50歳以上

肺がん検診

大腸がん検診

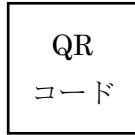
\*検診によって、受診間隔や自己負担金が異なります。詳細は裏面でご確認ください。

### ▶受診方法

#### 個別検診

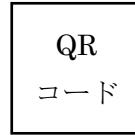
別紙医療機関一覧表から

医療機関を選ぶ



#### 集団検診

市報わかやま  
またはホームページで  
日程等を確認する



医療機関に電話し、予約する

「和歌山市の制度を利用したい」と伝えてください。



保健所に申し込む

後日、保健所から問診票などが届きます。



受診する

受 診 券 : 不要

自己負担金 : 検診の種類や受診年齢によって異なります。裏面でご確認ください。



### ▶お問合せ

和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班

電話 073-488-5121

※ この案内は、令和7年4月1日時点で40歳から69歳の男性に送付していますが、**案内がなくても、対象年齢であればどなたでもがん検診を受診できます。**

# 和歌山市のがん検診

R7.4.1 現在

- 和歌山市のがん検診は、職場等で受ける機会のない市民の方を対象に実施しています。
- 個別または集団検診のいずれかを、年度内(4-3月)に1回受診できます(胃がん・子宮頸がん・乳がんは2年に1回)。胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は、年度が変わっても同じ年齢で2回受診することはできません。

	胃がん検診		肺がん検診		大腸がん検診		子宮頸がん検診		乳がん検診	
	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団
対象年齢 (受診日年齢)	50歳以上の 偶数年齢の男女※		40歳以上の 男女		40歳以上の 男女		20歳以上の 偶数年齢の女性※		40歳以上の 偶数年齢の女性※	
検診内容	胃部エックス線 (バリウム)検査 もしくは 胃内視鏡検査	胃部エックス線 (バリウム)検査	胸部エックス線 検査		便潜血検査 (2日法)		視診 頸部細胞診		マンモグラフィ	
自己負担金	69歳 以下	3,000円	1,000円	1,000円	無料	1,000円	無料	2,000円	2,000円	1,500円
	70歳 以上	1,500円	500円	500円		500円		1,000円	1,000円	700円

※胃がん・子宮頸がん・乳がん検診について、奇数年齢で前年度未受診の方は受診可能  
※検診内容以外の検査を追加で実施した場合、別途費用がかかります



重要な臓器の一つです

下記の2つの条件に該当の方は、肝炎ウイルス検診(B型・C型)を受診することができます

- ★40歳以上でこれまでに肝炎ウイルスの検査を受けたことがない方
- ★特定健康診査と同時に受診できる方(無料クーポン券対象者は除く)
- ※社会保険の方は別途条件があります。詳細はお問い合わせください。

自己負担金 40-69歳:1,000円 70歳以上:500円

## 申し込み

個別検診：医療機関に直接電話で申し込み



検診機関一覧は、  
和歌山市ホームページに掲載

集団検診：詳細は「市報わかやま」に掲載



市の制度で〇〇がん検診を受けたい



## 注意事項

がん検診は、原則として、  
検診部位に自覚症状がない人が対象です。



希望する検診部位に症状がある場合や治療中・  
経過観察中の場合は検診ではなく、早めに医療機関を受  
診してください。

## ★以下に該当する方は、自己負担金が無料になります！(必要書類の提示が必要)

### (1) 市民税非課税世帯の方(住民票上の世帯全員が非課税)

- ①事前に地域保健課へ「がん検診無料券」を申請し、交付された無料券を検診時に提示  
※検診の2週間前までにインターネットまたは郵送で申し込む  
※検診受診後の発券、紛失等による再発行はできません
- ②後期高齢者医療限度額適用区分が非課税世帯に相当する区分(区分I・II)の方は、  
マイナ保険証・資格確認書等のいずれかを検診時に提示

インターネット申し込みは  
こちら



制度の詳細や必要書類の  
ダウンロードはこちら



### (2) 生活保護世帯の方

受診前に生活保護担当ケースワーカーへ受診券を申請し、交付された受診券を検診時に提示

### (3) 重度心身障害児者医療費助成を受けている方

受診者本人の医療費受給者証を検診時に提示

◎ お問い合わせ先 和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班 073-488-5121 ◎

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号

# 和歌山市 から あなたへ…

## がん検診のご案内



定期的にがん検診を受診していますか？最後に受診したのはいつですか？  
自覚症状がないときこそ、がん検診を受けるタイミングです。  
受診したことがない方やしばらく受診していない方は、この機会に受診してください。

### ▶あなたが受けられるがん検診

胃がん検診  
※ 50歳以上

肺がん検診

大腸がん検診

子宮頸がん検診

乳がん検診

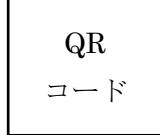
\*検診によって、受診間隔や自己負担金が異なります。詳細は裏面でご確認ください。

### ▶受診方法

#### 個別検診

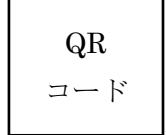
別紙医療機関一覧表から

医療機関を選ぶ



#### 集団検診

市報わかやま  
またはホームページで  
日程等を確認する



医療機関に電話し、予約する

「和歌山市の制度を利用したい」と伝えてください。



保健所に申し込む

後日、保健所から問診票などが届きます。



受診する

受 診 券 : 不要

自己負担金 : 検診の種類や受診年齢によって異なります。裏面でご確認ください。



### ▶お問合せ

和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班

電話 073-488-5121

※ この案内は、令和7年4月1日時点で40歳から69歳の女性に送付していますが、**案内がなくても、対象年齢であればどなたでもがん検診を受診できます。**

# 和歌山市のがん検診

R7.4.1 現在

- 和歌山市のがん検診は、職場等で受ける機会のない市民の方を対象に実施しています。
- 個別または集団検診のいずれかを、年度内(4-3月)に1回受診できます(胃がん・子宮頸がん・乳がんは2年に1回)。胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は、年度が変わっても同じ年齢で2回受診することはできません。

	胃がん検診		肺がん検診		大腸がん検診		子宮頸がん検診		乳がん検診	
	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団
対象年齢 (受診日年齢)	50歳以上の 偶数年齢の男女※		40歳以上の 男女		40歳以上の 男女		20歳以上の 偶数年齢の女性※		40歳以上の 偶数年齢の女性※	
検診内容	胃部エックス線 (バリウム)検査 もしくは 胃内視鏡検査	胃部エックス線 (バリウム)検査	胸部エックス線 検査		便潜血検査 (2日法)		視診 頸部細胞診		マンモグラフィ	
自己負担金	69歳 以下	3,000円	1,000円	1,000円	無料	1,000円	無料	2,000円	2,000円	1,500円
	70歳 以上	1,500円	500円	500円		500円		1,000円	1,000円	700円

※胃がん・子宮頸がん・乳がん検診について、奇数年齢で前年度未受診の方は受診可能  
※検診内容以外の検査を追加で実施した場合、別途費用がかかります



重要な臓器の一つです

下記の2つの条件に該当の方は、肝炎ウイルス検診(B型・C型)を受診することができます

- ★40歳以上でこれまでに肝炎ウイルスの検査を受けたことがない方
- ★特定健康診査と同時に受診できる方(無料クーポン券対象者は除く)
- ※社会保険の方は別途条件があります。詳細はお問い合わせください。

自己負担金 40-69歳:1,000円 70歳以上:500円

## 申し込み

個別検診：医療機関に直接電話で申し込み



検診機関一覧は、  
和歌山市ホームページに掲載

集団検診：詳細は「市報わかやま」に掲載



市の制度で〇〇がん検診を受けたい



## 注意事項

がん検診は、原則として、  
検診部位に自覚症状がない人が対象です。



希望する検診部位に症状がある場合や治療中・  
経過観察中の場合は検診ではなく、早めに医療機関を受  
診してください。

## ★以下に該当する方は、自己負担金が無料になります！(必要書類の提示が必要)

### (1) 市民税非課税世帯の方(住民票上の世帯全員が非課税)

- ①事前に地域保健課へ「がん検診無料券」を申請し、交付された無料券を検診時に提示  
※検診の2週間前までにインターネットまたは郵送で申し込む  
※検診受診後の発券、紛失等による再発行はできません
- ②後期高齢者医療限度額適用区分が非課税世帯に相当する区分(区分I・II)の方は、  
マイナ保険証・資格確認書等のいずれかを検診時に提示

インターネット申し込みは  
こちら



制度の詳細や必要書類の  
ダウンロードはこちら



### (2) 生活保護世帯の方

受診前に生活保護担当ケースワーカーへ受診券を申請し、交付された受診券を検診時に提示

### (3) 重度心身障害児者医療費助成を受けている方

受診者本人の医療費受給者証を検診時に提示

◎ お問い合わせ先 和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班 073-488-5121 ◎

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号

これから受けるがん検診のこと

## がん検診説明書

○日本人の2人に1人が生涯のうちに「がん」にかかり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。

○和歌山市においても、「がん」は死亡原因の第1位という状況です。

○特に肺がん・大腸がん・胃がんは、がんの死亡の上位に位置しています。

また、乳がんは女性におけるがん死亡の上位に位置しており、

子宮頸がんの罹患は、近年増加傾向にあります。



だからこそ  
定期的な検診が  
大切です

### がん検診を受ける前に

○胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診は「死亡率を減少させることができることが科学的に証明された」有効な検診です。

○すべての検診にはメリットとデメリットがあります。がん検診を正しく理解し、早期発見、治療で大切な命を守るために、定期的に検診を受診し、「異常あり」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

### がん検診のメリット・デメリット

□検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します。

□検診は定期的に受けてください。  
ただし、自覚症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。

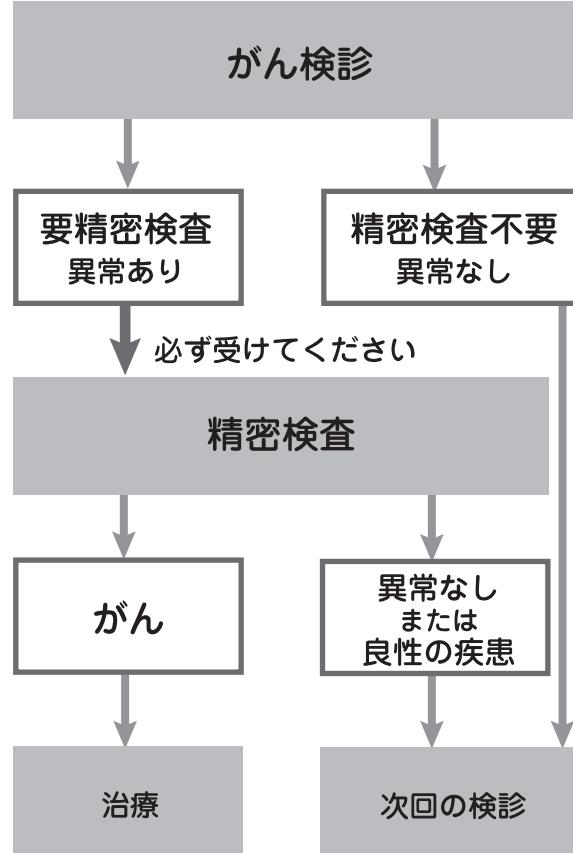
□検診で「要精密検査」となった場合は、必ず精密検査を受けてください。

□検診では、すべてのがんが見つかるわけではありません。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できず、検診では見つけにくいがんもあります。

□検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定されたり、すぐに治療の必要がないがんが見つかったために、不要な治療を受けなければならぬ場合もあります。

□検診は和歌山市と各検診機関が連携して行っています。検診結果や精密検査の結果は、関係機関で共有されます。受診した検診機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合でも、両方の機関が結果を把握します。  
和歌山市はこれらの結果をがん検診の精度向上のために使用します。

### がん検診の流れ



#### がん検診を待たずに

#### 医療機関を受診するべき

#### 自覚症状

胃：胃の痛み、不快感、食欲不振、食事がつかえるなど

肺：血痰、長引く咳、胸痛、声のかれ、息切れなど

大腸：血便、腹痛、便の性状や回数の変化など

子宮頸：月経（生理）以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など

乳：しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれなど

※がん検診や精密検査の検査方法については、裏面をご確認ください。

## がん検診と精密検査について

### 胃がん検診（2年に1回）

#### 検診の方法

##### ◎胃のX線検査

発泡剤とバリウムを飲み胃の中の粘膜を観察する検査です。



##### ◎胃内視鏡検査

口または鼻から胃の中に内視鏡を挿入し、胃の内部を観察する検査です。

#### 精密検査の方法

##### ◎胃内視鏡検査

X線検査後の精密検査は、胃内視鏡検査を行います。検診が胃内視鏡検査の時は、検診時に同時に生検（組織を採取し、悪性かどうか調べる検査）を行う場合があります。

### 肺がん検診（1年に1回）

#### 検診の方法

##### ◎肺のX線検査

レントゲンにより、胸の病変を見つける検査です。



#### 精密検査の方法

##### ◎CT検査

X線を使って病変が疑われた部位の断面図を撮影し詳しく調べます。

##### ◎気管支鏡検査

気管支鏡を口や鼻から気管支に挿入して病変が疑われた部分を直接観察します。必要に応じて組織を採取し悪性かどうか診断します。

### 大腸がん検診（1年に1回）

#### 検診の方法

##### ◎便潜血検査

便に混じった血液を検出する検査です。2日分の便を採取し、冷所に保存しましょう。がんによる出血は通常は微量で目に見えません。



#### 精密検査の方法

##### ◎全大腸内視鏡検査

肛門から内視鏡を挿入して大腸を調べます。必要に応じて組織を採取して診断します。

##### ◎内視鏡検査と大腸のX線検査の併用法

内視鏡が届かない奥の大腸をX線検査で調べます。大腸全体をX線写真で様々な方面から撮影します。

### 乳がん検診（2年に1回）

#### 検診の方法

##### ◎マンモグラフィ

小さいしこりや石灰化を見つけることができます。



#### 精密検査の方法

##### ◎マンモグラフィの追加検査

疑わしい部位を多方面から撮影します。

##### ◎超音波検査

超音波で、疑わしい部位を詳しく観察します。

##### ◎細胞診、組織診

疑わしい部位に針を刺して細胞や組織を採取し、悪性かどうか診断します。

### 子宮頸がん検診（2年に1回）

#### 検診の方法

##### ◎子宮頸部の細胞診

子宮頸部を、専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないか調べます。



#### 精密検査の方法

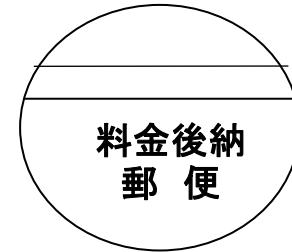
##### ◎コルポスコープ検査

コルポスコープ（腔拡大鏡）を使って子宮頸部を詳しく観察します。異常な部位が見つかれば、組織を採取し、悪性かどうか診断します。

細胞診の結果によっては、HPV検査を行い、コルポスコープ検査が必要かどうか判断することもあります。



**重要**



郵便区内特別

令和8年度 和歌山市

## がん検診のご案内

～ 受けて 安心 がん検診 ～

和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号  
電話(直通)073-488-5121

市のがん検診はこんなにお得です。

例えば 50歳 男性	受けることができるがん検診
	胃がん 肺がん 大腸がん
全額自己負担だと約21,000円	

市の制度（医療機関でのがん検診）を使うと・・・



5,000円で受けられます！

16,000円も

お得



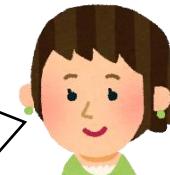
例えば 50歳 女性	受けることができるがん検診
	胃がん 肺がん 大腸がん 子宮頸がん 乳がん
全額自己負担だと約36,000円	



9,000円で受けられます！

27,000円も

お得



※精密検査、追加検査については対象ではありません。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見・早期治療を目的とする業務について次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は、がん検診個別勧奨案内文封入封緘業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年6月30日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙 がん検診個別勧奨案内文封入封緘業務仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものい。次号において同じ。）行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

#### （乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が2分の1を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

#### （乙の不完全履行責任）

第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

#### （賠償金等の徴収）

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

- 第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

- 第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

- 第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

- 第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

- 第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花 正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を

得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。